

医薬品医療機器等法の改正について（特定機能を有する薬局の認定）

令和元年12月4日付けで、医薬品医療機器等法の一部を改正する法律が公布され、住み慣れた地域で患者が自身に適した薬局を選択できるよう、一定の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により以下の名称を表示することが可能となります。

- 地域連携薬局
- 専門医療機関連携薬局

1 特定機能を有する薬局の概要

(1) 地域連携薬局

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

(要件)

- ①患者に配慮した構造設備 ②医療提供施設との情報共有
- ③業務を行う体制、④在宅医療への対応

(2) 専門医療機関連携薬局

がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

(要件)

- ①患者に配慮した構造設備 ②医療提供施設との情報共有
- ③業務を行う体制

2 認定方法

都道府県知事に申請書を提出し、**薬事審議会での審議**（事後報告を含む）を行い認定する。

3 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

4 その他

機能を適切に発揮していることを確認する必要があるため、1年ごとの更新